

独立行政法人国立病院機構別府医療センターに おける清涼飲料水等の自動販売機等の設置・運営者 の公募の公示

令和6年3月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等の自動販売機等（以下「自動販売機」という。）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（以下「企画書等」という。）を提出願います。

令和5年11月1日

独立行政法人国立病院機構
別府医療センター 院長 矢野 篤次郎

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構別府医療センターにおける自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための自動販売機の運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和6年3月1日～令和11年2月28日（5年間）

ただし、看護学校は令和6年3月1日～令和7年2月28日（1年間）

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①法人等を設立して5年以上経過しており、自動販売機について、良好な運営実績が3年以上あること。
- ②法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③不正及び不誠実な行ないないこと。
- ④暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 企画書等を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③自動販売機の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤賃貸料等の見積の妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒874-0011 大分県別府市大字内竈1473番地

独立行政法人国立病院機構別府医療センター 事務部企画課長

電話0977-67-1111（内線8326）

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和5年11月1日(水)から同年11月30日(木)まで

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。）

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和5年11月30日（木）17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ（別紙「応募申込書」を持参又は郵送）

(4) 企画書等の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和5年11月30日（木）17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書等は、無効
- (2) 契約書作成の可否……要（定期建物賃貸借契約による予定）
- (3) 企画書のヒアリング……必要に応じて実施
- (4) 関連情報を入手するための窓口……上記「3.（1）」に同じ
- (5) 詳細は、入札説明書による